

第 6 章

障害者雇用に関する各種援助

第1節 人事担当者に対する支援

第2節 障害者と共に働く上司・同僚に対する支援

第3節 障害者に対する支援

本章では国及び地方公共団体が活用できる援助メニューについて記載しています。

第1節

人事担当者に対する支援



1

人事担当者に対する支援

(1) ハローワーク（又は労働局）の活用

① 求人受理、障害者の職業紹介

ハローワークには、障害者専門の職業相談窓口があり、就職を希望する障害者が多く求職登録をし、専門の職員が職業相談・紹介を行っています。ハローワークを利用して人材を募集する場合は、通常、ハローワークに出向き求人担当の窓口において求人の内容を求人票に記載して提出することにより求人申込みを行いますが、障害者の求人の場合は、障害者専門の職業相談窓口で直接求人申込みに係る相談を受け付けることが一般的です（第5章参照）。

はじめて求人を申し込む場合、事業所を管轄するハローワークに来所又はハローワークインターネットサービス（Webサイト）上で申し込むことができます。2回目以降の申込みであれば、基本的にインターネット上で求人申込みを完結することができます（ハローワーク職員が申込み内容を確認した上で、求人が公開されます）。

また、申し込んだ求人は、ハローワークインターネットサービス（Webサイト）上や、全国のハローワークで公開されるため、広く募集を行うことができます。

② 障害者就職面接会

ハローワーク（又は労働局）においては、障害者の就職・採用（マッチング）が積極的に進むよう、複数の求人者と障害者が会する就職面接会を開催することができます。

③ 職場実習のコーディネート

ハローワークでは、障害者に対して一般雇用への理解の向上と就職への動機付けを与え、作業適性及び能力の把握を図るとともに、事業所における障害者に対する理解の向上や障害者雇用に係るノウハウの蓄積を目的として、職場実習の実施をコーディネートしています。

④ 職場適応、定着支援

ハローワークでは、障害者の就職・採用の後、専

門の担当者が、一定期間、定期的に本人の職場を訪問し、本人との間で仕事の仕方や職場環境について相談をし、的確な助言をする職場定着支援を行います。この職場定着支援は、ハローワークが紹介した障害者のうち職場定着に懸念がある人に対するフォローアップサービスとして行なうことが原則ですが、ハローワークの紹介した障害者以外であっても、障害者就労支援機関による就労定着支援を受けることができない場合などであって、受け入れる職場において本人の職場定着に懸念がある場合は、ハローワークの支援体制の範囲で可能な限りは実施することができます。

また、ハローワーク又は労働局には、職場適応支援に係る専門的な知識や経験等を有する職場適応支援者を配置しています。職場適応支援者は、国の機関において採用された障害者が職場適応に課題を抱える場合に、職場に出向き、障害者本人に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図る支援を実施するとともに、国の機関の人事担当者などに対して職場環境の改善の助言等を行います。地方公共団体については、国の機関の支援に支障のない範囲で活用することができます。

⑤ 雇用管理上の相談助言

ハローワークでは、障害者の募集・採用、職務の選定、受入体制の整備、職場定着支援等の障害者の雇用管理に関する総合的な相談助言を行っています。

(2) 障害者雇用キーパーソン養成講習会

障害者雇用の推進のためには、障害特性を理解した上での雇用・配置や業務のコーディネートを行う障害者雇用のキーパーソンを置くことが重要です。

内閣人事局において、主に各府省人事課及び各部局の人事担当者を対象に、障害についての基礎知識のほか、業務のコーディネートや障害者をサポートする上での必要な知識等について説明する「障害者雇用キーパーソン養成講習会」を開催しています。今後も開催

が予定されていますので受講を希望する場合は、内閣人事局からの案内に従って申し込んでください。

(3) 就労支援機器等普及啓発事業

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が運営する就労支援機器貸出・相談窓口では、障害者を雇用している、または雇用しようとする事業主や事業主団体に対し、障害者の就労を容易にするための支援機器の情報提供、無料貸出しを行っています。国及び地方公共団体への就労支援機器の貸出しはできませんが、就労支援機器ホームページの利用の他、民間事業主への支援に支障を来さない範囲で展示コーナーの見学及び相談は可能です。

- 就労支援機器のページ

<https://www.kiki.jeed.go.jp/>

(4) 障害者雇用支援人材ネットワーク事業

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）は、障害者の雇用管理に関する相談に応じるほか、専門的な支援を必要とする事業所に「障害者雇用管理センター」を紹介・派遣しています。国及び地方公共団体は、当該センターに対し、雇用管理に関する相談及び障害者雇用管理センターの派遣を依頼することはできませんが、当該センターに関する情報提供を求ることは可能です。また、障害者雇用支援人材ネットワークシステムを通じて、障害者雇用管理センターを検索することや、必要に応じ当該センターに直接支援を依頼することができます。

- 障害者雇用支援人材ネットワークシステム

<http://shienjinzai.jeed.go.jp/>

(5) 障害者雇用事例リファレンスサービス

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）は、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例や、合理的配慮の提供に関する事例をホームページに紹介しています。

- 障害者雇用事例リファレンスサービス

<https://www.ref.jeed.go.jp/>



図1 人事担当者向け支援メニュー一覧

支援機関、実施機関	サービスの内容	国	地方公共団体
ハローワーク	求人受理、職業紹介 (仕事と障害者のマッチング)	○	○
労働局又はハローワーク	障害者就職面接会	○	○
ハローワーク	職場実習のコーディネート	○	○
ハローワーク	ハローワークによる職場定着支援	○	○
労働局又はハローワーク	職場適応支援者による職場適応支援	○	△ (※1)
労働局又はハローワーク	雇用管理上の相談助言	○	○
内閣人事局	障害者雇用キーパーソン養成講習会	○	×
就労支援機器貸・相談窓口 (JEED)	就労支援機器の活用等に関する相談・支援	△ (※2)	△ (※2)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	事業主に対する障害者雇用に係る各種相談・支援	△ (※3)	△ (※3)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	障害者雇用管理サポーターの利用	△ (※4)	△ (※4)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	障害者雇用事例リファレンスサービス	○	○

※1 国への支援に支障をきたさない範囲で可

※2 就労支援機器の貸出しあは不可

※3 個別の相談・支援は不可だが、知見を広く普及・啓発するためのセミナー等の講師として依頼することは可（複数回又は長時間にわたるものはその一部のみの依頼に限る）

※4 雇用管理サポーターとして派遣することは不可だが、障害者雇用支援人材ネットワークシステムを通じて、障害者雇用管理サポーターを検索することや、必要に応じ当該サポーターに直接支援を依頼することは可



第2節

障害者と共に働く上司・同僚に対する支援

1

障害者と共に働く上司・同僚に対する支援

(1) 労働局、ハローワークにおける各種相談

障害者の職場定着のためには、働く中で生じる疑問や課題を早期に解決することが重要です。

労働局、ハローワークでは、障害者の職場の上司や支援担当の職員等が障害者からの相談に対して対応の仕方が分からぬ場合に、必要な情報提供や助言を行う相談窓口を設け、職場定着のための相談援助や支援等を行っています。

相談を希望する場合は、勤務する職場の所在地を管轄する労働局又はハローワークにお問合せください。

(2) 精神・発達障害者しごとサポートー養成講座

精神障害、発達障害のある職員が安定して働き続けるためには、職場において上司・同僚がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮を行うことがポイントとなることから、精神障害、発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを学ぶことは重要です。

そこで、障害のある職員と共に働く上司・同僚となる各府省の職員を主な対象として、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポートー）となっていたいだくことを目的とした「精神・発達障害者しごとサポートー養成講座」を厚生労働省において開催しており、今後も継続的に開催していく予定です。参加を希望する場合は、厚生労働省からの案内に従って申し込んでください。

また、国の出先機関及び地方公共団体の職員が受講を希望する場合は、各機関の所在地を管轄する労働局又はハローワークに相談してください。ハローワーク職員が各機関に出向く「出前講座」を開催することも可能です。

なお、同講座については、e-ラーニング版を作成し、各機関の職員が受講できるように提供しています。

- 精神・発達障害者しごとサポートー養成講座e-ラーニング版

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakouyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/index.html

(3) 個別支援者向け研修

① 大臣指定の職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修

厚生労働大臣が指定した民間の職場適応援助者（ジョブコーチ）養成機関が、職場適応援助者（ジョブコーチ）として必要なスキルを習得するための職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を有償で実施しています。各養成機関の研修スケジュールについては以下のURLを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakouyou/06a.html

② 国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業

厚生労働省では、国の各機関において障害のある職員をサポートする「個別支援者」として選任された職員に対し、採用された障害のある職員の職場適応に向けて必要な支援スキルや知識等を付与するための研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）を、民間企業に委託して実施しています。この研修の内容は、「職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修」に準ずるものとしています。



図1 障害者と共に働く上司・同僚向け支援メニュー一覧

支援機関、実施機関	サービスの内容	国	地方公共団体
労働局、ハローワーク	相談窓口	○	○
厚生労働省 労働局又はハローワーク	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	○	○ (※1)
厚生労働大臣が指定した民間の職場適応援助者（ジョブコーチ）養成機関	大臣指定の職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修	○	○
厚生労働省が委託した民間企業	国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業	○	△ (※2)

※1 国の出先機関及び地方公共団体の職員は、各機関の所在地が管轄する労働局又はハローワークが実施する養成講座が対象

※2 一部講義は聴講可

第3節 障害者に対する支援



1 就職に向けた準備、支援

(1) 障害者総合支援法関連の支援

① 就労移行支援

企業等への就職を希望している障害者又は通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを対象に、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に応じた職場の開拓や就労後の職場定着のための支援を行い、就職に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

② 就労継続支援（A型）

企業等で雇用されることは困難であるが、適切な支援によって雇用契約に基づく就労が可能な障害者又は通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを対象に、雇用契約等に基づく就労の機会を提供します。また、就労の機会等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

③ 就労継続支援（B型）

就労経験があるが年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障害者や50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者又は通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長

又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの等を対象に、就労の機会や生産活動の機会等を提供します（雇用契約は結ばない）。また、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

(2) 職業準備支援

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の地域障害者職業センターでは、就職又は職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。終了後はハローワークによる職業紹介、ジョブコーチによる支援等に繋げていきます。

(3) 就職ガイダンス

ハローワークでは、求職障害者本人やその支援者・保護者等に対して、具体的なマッチングを行う前に、就職活動に関わる知識・ノウハウの付与等を行っています。

(4) 障害者就業・生活支援センターによる支援

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場実習のあっせん等を行います。

2 職場適応、定着に向けた支援

(1) ハローワーク（又は労働局）の活用

① ハローワークによる職場定着支援

ハローワークでは、障害者の就職・採用の後、専門の担当者が、一定期間、定期的に本人の職場を訪問し、本人と仕事の仕方や職場環境について相談をし、的確な助言をする職場定着支援を行います。こ

の職場定着支援は、ハローワークが紹介した障害者のうち職場定着に懸念がある人に対するフォローアップサービスとして行うことが原則ですが、ハローワークの紹介した障害者以外であっても、障害者就労支援機関による就労定着支援を受けることができない場合などであって、受け入れる職場において本人の職場定着に懸念がある場合は、ハローワー



クの支援体制の範囲で可能な限りは実施することができます。

また、ハローワーク又は労働局には、職場適応支援に係る専門的な知識や経験等を有する相談員（以下「職場適応支援者」という。）を配置しています。職場適応支援者は、国の機関において採用された障害者が職場適応に課題を抱える場合に、職場に出向き、障害者本人に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図る支援を実施するとともに、国の機関の人事担当者などに対して職場環境の改善の助言等を行います。地方公共団体については、国の機関の支援に支障のない範囲で活用することができます。

② 労働局、ハローワークにおける各種相談

障害者の職場定着のためには、働く中で生じる疑問や課題を早期に解決することが重要です。労働局、ハローワークでは、働く障害者本人が職場の上司や人事担当者では相談しにくい場合、必要な情報提供や助言を行う相談窓口を設け、職場定着のための相談援助や支援等を行っています。働く障害者からの個別相談に対応する中で、相談者（障害者本人等）の了解を得た上で、労働局又はハローワークから人事担当者等に対し、情報提供や相談、解決方策の提案等を行う場合もあります。

② 就労定着支援（障害者総合支援法関連の支援）

就労移行支援事業所等を利用し企業等に就職した障

害者が、就職後も継続的に生活面・就業面の相談を希望する場合、就労定着支援員が、企業・自宅等へ訪問するほか、障害者が就労定着支援事業所に来所することにより、定期的に面談を行い就労継続を図るための生活リズムや身だしなみ等の日常生活面や社会生活面の支援を行うとともに、企業や関係機関等との連絡調整等を行います。

③ 障害者就業・生活支援センターによる支援

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場訪問等により支援を行います。

なお、障害者就業・生活支援センターでは、①厚生労働省（都道府県労働局）の委託事業による就業支援、②都道府県の委託事業（厚生労働省の補助事業）による生活支援が行われているほか、③地方公共団体により独自に措置された担当者によって就業支援・生活支援が行われている場合があります。

このうち①の事業による就業支援については、同センターに求職活動中から利用登録を行い、同センターの支援を受けて就職した場合を除いて、国又は地方公共団体の機関に採用された障害のある人を対象として実施することはできない点にご留意ください（上記に関わらず、対象者が雇用保険の被保険者である場合は支援の対象となります。）。なお、前述の支援対象でない場合であっても、個別の契約による有償での職場定着支援については実施できる場合があります。

図1 障害者に対する職場適応、定着に向けた支援メニュー一覧

支援機関、実施機関	サービスの内容	国	地方公共団体
労働局、ハローワーク	相談窓口	○	○
ハローワーク	ハローワークによる職場定着支援	○	○
労働局又はハローワーク	職場適応支援者による職場適応支援	○	△ (※1)
就労定着支援事業所	就労定着支援	△ (※2)	△ (※2)
障害者就業・生活支援センター	厚生労働省（都道府県労働局）の委託事業による就業支援	△ (※3)	△ (※3)
障害者就業・生活支援センター	都道府県の委託事業（厚生労働省の補助事業）による生活支援	○	○
障害者就業・生活支援センター	地方公共団体により独自に措置された担当者による就業支援・生活支援	△ (※4)	△ (※4)

※1 国への支援に支障をきたさない範囲で可

※2 事業主から定着支援事業所に直接依頼を行うことはできないため、事業主側がこのサービスが必要であると考える場合は、本人との合意の上で、本人から市町村に申請を行ってもらうことが必要

※3 求職活動中から当該センターに利用者登録を行い、センターの支援を受けて就職した場合を除き、無償での利用は不可（対象者が雇用保険の被保険者である場合は無償での利用可。）。なお、無償での利用が不可の場合であっても、本事業により配置された就業支援担当者等による職場定着支援を有償で実施できる場合がある。

※4 各自治体の補助金等の規定による

